

ハイタウン塩浜第二住宅自治会 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本自治会は、ハイタウン塩浜第二住宅自治会（以下「自治会」という）と称する。

(目 的)

第2条 自治会は、自主運営のもとに住民の福祉と生活環境の向上を図り、会員相互の理解と親睦を深めることを目的とする。（その運営にあたっては、ハイタウン塩浜第二住宅管理組合との協力を維持するものとする。）

(活 動)

第3条 自治会（以下「本会」という）は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- ・親睦活動
- ・防犯対策・防犯灯の維持管理
- ・防災活動
- ・社会福祉活動
- ・扶助活動
- ・環境美化活動
- ・資源回収活動
- ・子供たちの健全な育成に関すること。
- ・各種行政機関及び他の団体との連携、交渉及び協力に関すること。
- ・その他本会の目的達成のために必要なこと。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、ハイタウン塩浜第二住宅内に置く。

第2章 会 員

(資 格)

第5条 会員は、ハイタウン塩浜第二住宅内（分譲）に居住し、本会の目的に同意する世帯を単位として構成する。

(会員の権利義務)

第6条 会員は、次の各号に掲げる権利を有する

- (1) 本会の各種の事業に参加する事
- (2) この規約に基づく役員の見察権及び被選挙権を有する事

2 会員は、次の号に掲げる義務を負う

- (1) 会費を納入する事
- (2) 会則に基づく諸会議に出席すること

3 退会した会員には、納入した会費その他の拠出金の払い戻しを受けることができない

(加 入)

第7条 本会に加入しようとする世帯は、所定の加入申込書を添えて自治会に申し込まなければならない。

(脱 会)

第8条 本会の脱会は次の場合とする。

- ・会員が脱会を申し出たとき。
- ・会員が区域外に転出したとき。

第3章 機 関

第1節 総 則

(本会の機関)

- 第9条 ・本会には、議決機関として総会を置く。
- ・本会には、執行機関として役員会、各部会を置く。
 - ・本会の活動をより活発にするため、各班を置く。
 - ・本会は、必要により班長会を招集することができる。

(総会)

第10条 総会は、本会の最高議決機関であって、会員及び役員によって構成し、会長がこれを招集する。

(総会の開催)

- 第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- ・定期総会は毎年1回、原則として5月に招集しなければならない。
 - ・臨時総会は、次の場合招集する。
 - イ. 役員会が必要と認めるとき。
 - ロ. 会員の5分の1以上の要求があったとき。

(招集と討議事項)

第12条 総会を招集するに当たっては、事前に全会員に議案を通知しなくてはならない。

(議案事項)

- 第13条 次の事項は総会の議決を得なければならない。
- ・会則、諸規定の制定及び改廃。
 - ・役員を選任または解任(班長を除く)。
 - ・活動報告及び決算報告の承認。
 - ・活動方針及び予算の承認。
 - ・その他総会が必要と認められた事項。

(総会の成立)

第14条 総会は全会員世帯数の過半数(委任状を含む)以上の出席をもって成立する。

(総会の議決)

- 第15条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、賛否同数の時は、議長の決するところによる。
- ・総会の議長及び副議長は、出席会員の中から総会の議決によりそのつど選任する。

第2節 役員

(役員構成)

- 第16条 本会には、次の役員を置く。
- 会長 1名 副会長 2名
 - 理事 7名以上15名以下
 - 監事 2名 班長 12名以上

2 役員とは別に自治会長経験者を相談役として置くことができる

(選任及び任期)

- 第17条 ・役員は、会員の中から総会の議決により選任し、その任期は1期(定期総会から翌年の定期総会まで)とする。但し再任は妨げない。
- ・班長は、輪番制により委嘱するものとし、その任期は1期とする。(輪番制とは号棟・号室の順番を原則とする。)
 - ・役員を選出については、別に選挙規定を定める。

(役員職務)

- 第18条 会長は本会を代表し、会務を統括する
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故有るときは、その職務を代行する
 - 3 理事は会長の命を受けて会務を分担する
 - 4 会計は本会の会計事務を処理する
 - 5 班長は会員との連絡等にあたる

6 監事は次の業務を行う

(1) 本会の会計状況及び事業執行状況を監査すること

(2) 会計の状況又は業務の執行状況について不正の事実を発見したときは総会に報告する事
(会計監査)

第19条 会計監査は経理及び財務管理状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員会)

第20条 役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する

2 役員会は、この規定に定めるもののほか、次の事項を議決する

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会において議決した事項の執行に関する事項

(3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3 役員会は会長が必要と認められた時、又は役員から会議の目的たる事項を示して請求があったときに会長が召集する

4 役員会の議長は会長がこれにあたる

5 役員会は構成員の3分の2以上の出席で成立し、その議事は出席役員の過半数で決する

第21条 役員会は、その任務を遂行するため各部を設け役員が分担する。

(専門部)

第22条 各部は、本会の常設執行機関であって、事業の企画立案をし、総会及び役員会で議決された事項を執行し処理する。

総務部 — 事務一般・会報・調査・アンケートに関すること。

会計部 — 会計に関すること。

生活環境部 — 環境問題に関すること。

文化部 — 文化・教育・各サークル・スポーツに関すること。

第23条 役員会において、必要を生じたとき、特別委員会を設置することができる。

第24条 各部及び特別委員会には、必要に応じて若干の委員を置くことができる。

第25条 執行事項はすべて、役員会に提案し承認を求める。

第4章 会計

(会費)

第26条

・本会の会費は、1世帯当たり月額300円とする。

ただし、1年分一括納入の場合は3,000円とする。

・会費は、3ヶ月毎の前納とし、班長が集めて幹事に納入する。

・会費は、入会の翌月分からとする。

・脱会する会員の前納した会費は返却しない。

(経費)

第27条 本会の経費は、会費、その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第28条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 本会の事業計画及び収支予算は、毎会計年度ごとに、

総会の議決を経て定めなければならない

3 前項の規定にかかわらず、年度開始後に事業計画及び収支予算書が総会において議決されていない場合には、会長は総会において議決されるまでの間は、前年度の事業計画及び収支予算を基準として会務を執行する事が出来る

附 則

・選挙規定及び慶弔規定は、別に定める。

・この会則は、昭和61年4月20日より実施する。

・平成16年5月23日改定

・平成23年5月29日改定。

・平成29年5月28日改定。

選挙規定

(総則)

第1条 この規定は、ハイタウン塩浜第二住宅自治会会則第17条第3項に基づいて定める。

第2条 この規定は、選挙が公正かつ民主的に行われることを目的とする。

第3条 被選挙人の有資格者は、ハイタウン塩浜第二住宅自治会の会員とする。

(選挙管理委員会)

第4条 選挙の公正なる運営を期し、選挙事務を処理するため選挙管理委員会を組織する。

第5条 選挙管理委員会の事務所はハイタウン塩浜第二住宅自治会内に置き、選挙管理は選挙管理委員会(以下「会」という)が行う。

第6条 選挙管理委員(以下「委員」という)は、班長の中から選出し、班長会で承認する。

第7条 ・委員の定数は3名とし、委員の互選により委員長を選出する。

・委員の任期は役員に準ずる。但し欠員が生じた場合はこれを補充することができる。

第8条 会は次の事項を行う。

・委員長は、会を代表し、会務を統括する。

・委員長は、必要に応じて「会」を招集することができる。

・立候補の告示は、原則として投票予定日の21日前に行う。

・選挙に関する業務は「会」が行い、役員会が協力する。

(立候補)

第9条 ・会員はすべて役員に立候補できる。

・委員が役員に立候補した場合には、委員を辞任しなければならない。

(選挙の方法)

第10条 立候補者多数の場合は、会員による投票を行う。

(当選者の決定)

第11条 ・定数以内の場合には、無投票当選とする。

・得票数の多い順から当選とする。

・新役員は、総会で出席者の過半数の承認を得て決定される。

附則 この規定は、平成23年5月29日より実施する。

慶弔規定

自治会員世帯の下記の慶弔に関して、自治会としての対応を規定する。

第1条 自治会員世帯への弔慰金を5,000円とする。

第2条 新生児誕生の慶事に関して、5,000円相当のお祝い品を贈呈する。

慶事祝い品贈呈の受付期間は、誕生日から3ヶ月以内とする。

附則 ・この規定は平成15年6月1日より実施する。

・平成26年6月1日改定。